

介護保険住宅改修について

1. 住宅改修にかかる前に…

介護保険で住宅改修する場合、「要支援」または「要介護」の認定を受けている必要があります。改修する前に必ず居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に相談してください。また、高齢者の住宅改修の知識を持ち、柔軟に対応してくれる住宅改修事業者に依頼しましょう！

2. 改修内容が決まったら… 必ず事前申請しなければなりません。

改修にかかる前に下記の書類をそろえて、介護保険課窓口へ事前申請にお越し下さい。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書→ 介護保険課に用意しています
- ②見積書
- ③図面（平面図・断面図など。日常の生活導線が確認できるもの）
- ④改修前の写真（改修箇所ごとの改修前の写真。写真に撮影日を入れてください。カメラの日付機能や日付を記載したものを写しこませる等）
- ⑤住宅改修が必要な理由書→住宅改修についての相談に専門的な知識と経験のある者が作成するもので、担当のケアマネジャーがいる場合はそのケアマネジャーが作成します。（担当ケアマネジャーがいない場合等はお相談ください。）
- ⑥住宅の所有者の承諾書（改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合）
※上記の書類は確認後、一旦お返しします。改修完了後の申請時に改めて提出していただきます。

3. 住宅改修の支給を受けるには

改修完了後に下記の必要書類をそろえて提出して下さい。

なお、住宅改修費については、原則償還払いとなっており、申請書の受理後、被保険者の口座に振り込みになります。

4. 改修完了後の申請の際に必要な書類

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事前申請でお持ちいただいたもの）
- (2) 領収証の原本（領収証のあて名は被保険者本人として下さい）
- (3) 工事費の内訳書（請求書など）
- (4) 住宅改修が必要な理由書（事前申請でお持ちいただいたもの）
- (5) 改修前後の写真（改修箇所ごとの改修前及び改修後の写真。写真に撮影日を入れてください。カメラの日付機能や日付を記載したものを写しこませる等）
- (6) 図面（平面図・断面図など）
- (7) 住宅の所有者の承諾書（事前申請でお持ちいただいたもの）

5. 支給限度額

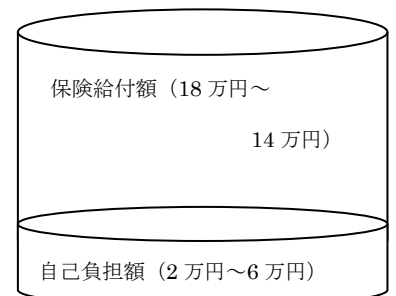
利用者一人あたり20万円まで（原則1回限り）

※改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち7～9割が保険で支給され、自己負担は1割～3割の負担となります。

20万円の限度額内であれば、何回かに分けて改修することも可能です。また、20万円を越えた場合、その部分は全額自己負担となります。

※ただし、介護が必要な程度が著しく高くなった場合及び転居した場合には、例外となります。

支給限度基準額（20万円）



6. 介護保険で対象になる工事

手すりの取付け

- 転倒予防や移動又は移乗動作を円滑に行うために設置する手すりの取付け工事が対象となります

段差の解消

- 各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差を解消するための工事が対象となります
 - ・ スロープを設置する工事
 - ・ 敷居を低くする工事
 - ・ 浴室の床のかさ上げ等

床又は通路面の材料の変更

- 滑りの防止や移動を円滑に行うために床や通路面の材料を変更する工事が対象となります
 - ・ 居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材等への変更
 - ・ 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更
 - ・ 通路面においては滑りにくい舗装材への変更等

扉の取替え

- 「扉の取替え」には、次のような改修が想定されます
 - ・ 開き戸を引き戸や折り戸等へ変更
 - ・ ドアノブの変更、戸車の設置等

※ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は対象外となります

洋式便器等への便器の取替え

- 和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます
- 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えも含まれます（既存の洋式便器にこれらの機能等を付加する場合は対象外です）

※ただし、取替え工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は対象外です

- 便器の位置・向きを変更する工事も対象となります

その他これらの各工事に付帯して必要となる工事

問 い 合 わ せ	泉佐野市役所 介護保険課 認定給付係 〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目 295 番地の 3 電話(072)463-1212 [内線]2162・2169
-----------------------	---